

平成 26 年 6 月 2 日
官民競争入札等監理委員会

第 133 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業の評価（案）について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○ 事業の評価（案）について

(1) 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号。以下、「法」という。）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。

- 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務（資料 1-1 及び 1-2）
- 財務本省研修所の管理・運營業務（資料 2-1 及び 2-2）

(2) 同指針に基づき、新プロセスへの移行を了承することとし、次期事業の実施要項については、内閣府への提出をもって法第 14 条第 5 項に基づく本委員会の議を経たものとみなす事業。

- 防衛省・自衛隊の事務用品調達業務（資料 5-1 及び 5-2）

(3) 引き続き民間競争入札を実施するとされた事業。

- 警察大学校の施設管理業務（資料 3-1 及び 3-2）
- JICA ボランティア派遣前訓練実施業務（駒ヶ根）（資料 4-1 及び 4-2）

以上